平成２３年（フ）第６５３号
横浜市港北区菊名３丁目19番22号　ＳＡハイツ菊名102
債務者　戸来　佑介
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６７号
横浜市瀬谷区東野35番地４　グリーンハイツＡ棟103号
債務者　下村　忠雄
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９３号
神奈川県大和市深見2259番地　ウイング中丸Ｃ―102
債務者　藤原　良美（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１０号
神奈川県藤沢市大鋸２丁目９番７―501号
債務者　北冨　菜穂
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１３号
横浜市港南区港南６丁目18番27号　岩室方
債務者　秋坂惠美子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２３号
神奈川県大和市林間２丁目５番２号　サンライフ201
債務者　山田　正宏
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４１号
横浜市南区六ツ川２丁目112番地31
債務者　若林　秀明
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５０号
横浜市神奈川区三枚町569番地　ひばり荘７号
債務者　大沼　一夫
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６２号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目７番１号　順ロイヤルハイツ203
債務者　平賀　友樹
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６３号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目７番１号　順ロイヤルハイツ203
債務者　平賀めぐみ
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６６号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地２－８棟504号
債務者　藤田　幸恵（旧姓ハワード）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７８号
横浜市瀬谷区五貫目町23番地15　サニーハウス202
債務者　望月　信孝
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８０号
横浜市港南区港南６丁目19番15号
債務者　川島廣一郎
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８８号
神奈川県藤沢市城南４丁目10番22―106号
債務者　池田　順子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９７号
栃木県宇都宮市上横田町763番地５　アミューズ101
債務者　大塚　則史
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係